

## 豊島区民による事業提案制度実施要領

令和5年7月24日  
政策経営部長決定  
一部改正 令和6年4月1日

### 1. 目的

豊島区（以下「区」という。）は、予算編成過程に区民一人ひとりの声を直接反映させることで、従来の発想にとらわれない新たな視点から区政課題の解決を図るとともに、区民による区政参画をさらに進めることを目的として、区民による事業提案制度（以下「本制度」という。）を実施する。

### 2. 提案事業の要件

- (1) 提案事業については、区政に関わる諸課題を対象とする。ただし、募集時において、区が事業の対象範囲を定めた場合は、定めのとおりとする。
- (2) 1事業あたりの上限額は、1,000万円とする。
- (3) 原則として、単年度事業であるものとする。

### 3. 提案事業から除外するもの

次の(1)から(9)までのいずれかに該当すると認められるものは、提案事業から除外する。

- (1) 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- (3) 現金給付又は施設整備を目的とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 4で定める要件を満たさない者が提案したもの
- (6) 6で定める提案方法によらずに提案されたもの
- (7) 区の施策として既に存在していると認められるもの
- (8) 事業実施が不可能なもの
- (9) その他、提案事業としてふさわしくないもの

### 4. 提案することができる者

提案することができる者（以下「提案者」という。）は、次の(1)から(3)のいずれかとする。

- (1) 提案日時点で区内に住所を有する者
- (2) 提案日時点で区内へ通勤・通学している者
- (3) 提案日時点で区内に活動拠点を有する法人又はその他の団体

## 5. 提案者から除外する者

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、提案者からは除く。

- (1) 豊島区職員
- (2) 豊島区議会議員
- (3) 豊島区暴力団排除条例（平成23年豊島区条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者

## 6. 提案方法

提案者は、別に定める募集期間中に、次の(1)または(2)の方法により、提案を行うものとする。

### (1) インターネットによる提出

区公式ホームページに掲載する専用の応募フォームへ入力し、送信する。

### (2) 郵送による提出

「豊島区民による事業提案制度 提案様式」に必要な事項を記載し、区が指定した宛先へ郵送する。

## 7. 提案内容の審査、投票対象事業の決定

区において提案内容を審査し、区民による投票の対象となる提案（以下「投票対象事業」という。）を決定する。なお、提案内容の審査結果や選定経過などに対する個別の回答は行わないものとする。

### (1) 一次審査

本制度の趣旨に沿った提案となっているか。3に掲げる除外すべき項目に該当していないかを確認する。

### (2) 二次審査

次の①から⑤に掲げる各項目に着目して審査する。

- ① 課題設定：課題設定が明確であるか。また、提案がその解決策としてふさわしいものであるか。
- ② 独創性：区の見聞に見られない独創性と新たな視点が認められるか。
- ③ 波及力：事業を行うことで、区民に対して大きな効果が見込まれるか。
- ④ 経済性：想定事業費に対して十分な事業効果が見込まれるか。
- ⑤ 公共性：区が行うべき公共性を有したものであるか。

## 8. 区民による投票

7において決定した投票対象事業について、区民による投票を行い、投票結果を踏まえ、予算案に計上する事業を区長が決定する。

### (1) 投票することができる者

- ① 投票することができる者（以下「投票者」という。）は、別に定める投票期

間の最初の日において、区内に住所を有する個人とする。

② 5に掲げる者は、投票者から除外する。

## (2) 投票方法

投票回数は、区民一人につき一回までとし、投票は取消不可とする。

## (3) 提案者への規制

提案者は、投票期間が終了するまでの間において、自らが提案者であることを公表することはできない。投票対象事業の提案者は、投票者に対し、自らが提案した事業に投票するよう呼びかけることはできない。

## 9. 結果の公表

予算案に計上する事業は、予算案の発表時に区長が公表する。

## 10. 提案の取り扱い

事業内容は、提案の趣旨及び区民による投票における意見を踏まえた上で、区が修正・変更を行う場合がある。

### 11. 議会の議決

事業は、豊島区議会における予算の議決をもって確定する。

### 12. 権利の帰属

本制度に基づいて予算案に計上された事業に係る権利は、全て区に帰属するものとする。なお、提案に含まれる発明、実用新案、意匠及び商標に係る産業財産権については、権利者に引き続き帰属する。

### 13. 費用

本制度にかかる提案・投票にかかる通信料その他の経費は、提案者及び投票者の負担とする。

### 14. 個人情報の取扱い

本制度により保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適切に処理する。

### 15. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

この要領は、令和5年7月24日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。